

平成

二十六年

五條市議会第四回十二月定例会会議録(第四号)

平成二十六年十二月十五日(月曜日)

議事日程(第四号)

平成二十六年十二月十五日 午前十時開議

第一 議第 六十五号 平成二十六年五條市一般会計補正予算(第五号)議定について

第二 議第 五十八号 市道路線の認定について

議第 五十九号 市道路線の認定について

議第 六十号 市道路線の認定について

議第 六十六号 平成二十六年五條市介護保険特別会計補正予算(第三号)議定について

第三 発議第 二十号 五條市農業委員会委員の推薦について

第四 みどり園の刈草等たい肥化事業に関する事項の検査について

第五 発議第二十一号 CLTの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書について

追加日程第一 議長辞職の件

追加日程(第五号)

第一 選第 六号 議長の選挙について

追加日程第一 副議長辞職の件

追加日程(第六号)

第二 選第 七号 副議長の選挙について

本日の会議に付した事件

発議第二十号、選第六号及び選第七号まで

出席議員（十二名）

説明のための出席者

市長
副市長
教育長

	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
堀 檉 太	大	益	吉	山	福	岩	窪	吉	宗	牧	平	養
内 内 田	谷	田	田	口	塚	本		田	部	野	岡	田
伸 成 好	龍	吉	雅	耕		佳		康	雅	清	全	
起 吉 紀	雄	博	範	司	実	孝	秀	正	寛	一	司	康

事務局職員出席者

事務局次長	青山智博
事務局次長	福塚勝彦
事務局次長補佐	櫻井敬三
事務局主任	河村康友
	谷口幸雄
	辻永信彦
	中井稔
	近井稔
	大谷悟
	田中稔
	河田泰幸
	西谷博
	尾田佳博
	竹本勝治
	水本俊明
	和田剛明
	上田幸則
土地開発公社事務局次長	青山智博
財政課長	福塚勝彦
企画政策課長	櫻井敬三
秘書課長	河村康友
会計管理者	谷口幸雄
水道局長	辻永信彦
大塔支所長	中井稔
西吉野支所長	近井稔
都市整備部長	大谷悟
教育部長	田中稔
産業環境部長	河田泰幸
あんしん福祉部長	西谷博
すこやか市民部長	尾田佳博
危機管理監	竹本勝治
市長公室長	水本俊明
理事（総務部長）	和田剛明
	上田幸則
	片山仁美
	久保雅彦
	松本武士
	乾本武旬

午前十時零分再開

○議長（益田吉博）ただいまから、去る八日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

この際、吉田雅範議員の発言を許します。吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）おはようございます。

去る三月二十日の議会運営委員会におきまして、私の暴力事件のことについて、皆様に御報告と、また御迷惑をお掛けいたしましたことに對しておわび申し上げたいと思います。

先日、不起訴ということになりましたので、しかしその判決等を真摯に受けとめ、今後市民の皆様に応えるべく五條市発展のために微力ながらお力を捧げたいと思いますので、今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）次に、山口耕司議員の発言を許します。山口耕司議員。

○九番（山口耕司）おはようございます。

先般、この本定例会におきまして、みどり園の開園時間についての一般質問等が行われ、そのことについて、私よりおわびを申し上げたいと思います。

この件に関しましては、開園よりも早くごみを投棄させてほしいと申し上げ、そして若干でございしますが、早くごみ処分場の方に行つたことに対しまして、状況的には大変危険であるとの判断から申し上げたことが、それが市民の方が見て、そして職員にとつては重圧的な言葉であつたということに対しまして、心よりおわびを申し上げたいと思います。

どうも申し訳ございませんでした。今後このようなことがないように努めてまいりたいと思っておりますので、どうか皆様、今後とも御指導、御べんたつ賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。おわびとさせていただきます。

○議長（益田吉博）これより日程に入ります。

○議長（益田吉博）日程第一、議第六十五号を議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会吉田雅範委員長。

〔総務文教常任委員長 吉田雅範登壇〕

○総務文教常任委員長（吉田雅範）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第六十五号につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、八日の本会議において当委員会に付託され、九日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

議第六十五号、平成二十六年五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきましては、歳入歳出予算及び地方債の補正で、まず、歳入歳出予算の補正としては、一億八千五百七十六万五千円を追加し、予算総額を、歳入歳出共に百八十九億三千五百八十四万円とするもので、歳出予算の主な内容は、介護保険特別会計繰出金追加六百五十万円、農地集積協力金交付事業補助金追加八百八十五万一千円、林道災害復旧工事費追加一千五百万円、道路災害復旧工事費一千二十万円、地方債繰上償還金一億一千八百八十八万二千円等であり、その財源は、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、市債で賄うもので、地方債の補正については、現年度農地農林業施設災害復旧事業、現年度公共土木施設災害復旧事業、公営住宅建設事業借換の追加で、当局の説明により了承した次第であります。委員から、準用河川永谷川の工事進捗率についてただしたのに対し、「今回の災害により、護岸延長十一メートル、コンクリート擁壁高さ一・五メートルから二・六メートルを復旧する予定をしている。また、災害要件に合致しているのは、十一メートルの箇所だけである。また、災害により昨年十二月補正で約四〇メートルの護岸改修を行っているが、災害の事業に採択されない箇所については、財政事情に応じて順次改修していきたい。」との答弁がありました。

次に、介護保険システムの改修の内容についてただしたのに対し、「介護保険については、三年ごとに事業の見直しを行っており、今回、介護保険制度が大きく変更されるのでシステムの変更が必要である。主な改正は、介護保険料の見直しと、所得段階の区分を十段階から十二

段階に細分化する予定である。また、平成二十七年四月一日から稼働するための改修で、主な内容としては、その他、介護報酬の改正や特別養護老人ホームの基準等の変更である。」との答弁があり、国庫補助金についてただしたのに対し、「国庫補助金は百五十一万円である。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。なお、付託議案の審査終了後、当局から、フルデマンド化に向けた実証運行対象地域案の報告を受けた次第であります。以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る八日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第二、議第五十八号から議第六十号及び議第六十三号並びに議第六十六号を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会大谷

龍雄委員長。

〔厚生建設常任委員長 大谷龍雄登壇〕

○厚生建設常任委員長（大谷龍雄）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第五十八号から議第六十号、議第六十三号及び議第六十六号につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、八日の本会議において当委員会に付託され、十日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第五十八号から議第六十号 市道路線の認定につきましては、一括して当局から説明を受け、審査を行いました。

本三路線につきましては、北宇智工業団地の整備が完了し、工業団地内の道路を市道として引き継ぐもので、議第五十八号、市道北宇智工業団地一号線は、起点を近内町一一〇三番八地先から、終点出屋敷町一八六番四地先までの、延長三九八・六メートル、幅員十二メートルとし、議第五十九号、市道北宇智工業団地二号線は、起点を出屋敷町一八六番四地先から、終点近内町一一〇三番十二地先までの延長九五・八メートル、幅員十二メートルとし、議第六十号、市道北宇智工業団地三号線は、起点を近内町一一〇四番四地先から、終点近内町一一〇四番五〇地先までの延長三〇二・七メートル、幅員一〇メートルとするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、道路敷の部分についてただしたのに対し、「緑地帯の中の道路敷については、道路排水まで影響する範囲を道路敷としているが通行はできない。」との答弁があり、回転帯についてただしたのに対し、「公道に接していない市道の場合は、直径八メートル以上の回転帯を設ける必要があるが、工業団地内の場合は、大型車が通行するので約二五メートルから三〇メートルの回転帯を設けている。」との答弁がありました。

次に、議第六十三号、五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定につきましては、十月二十七日に開催された五條市指定管理者選定委員会において選定されました五條市五万人の森公園の指定管理者の候補者を指定管理者として指定するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、同じ業者が継続して管理することについてただしたのに対し、「平成二十四年四月策定の新指定管理者制度に関する基本方針で、他団体の参入機会を図るため、できるだけ一団体が重複しないようにするとなっている。同種の施設については原則不可となっているが、平成二十七年四月から上野公園が市直営になるので、今回の指定となっている。」との答弁がありました。

また、委員から、選定委員会の構成についてただしたのに対し、「選定委員会は五名で構成され、内訳については、中小企業診断士二名、有識者三名である。」との答弁があり、委員から、選定委員には市の考え方が反映されているかただしたのに対し、「選定委員は、団体から

提出された業務仕様書に従い審査をしているので、市の方向性は分かっている。」との答弁があり、さらに委員から、新規団体の加点についてただしたのに対し、「一定の評価に達した団体に対して、十五点加点される。」との答弁がありました。

また、採点結果の差についてただしたのに対し、「主に、事業計画に沿って管理を安定的に行う必要な人員、資産、その他の経営規模及び能力を有しているかどうかというところが大きく点数の離れているところである。」との答弁があり、委員から、指定管理者にはできるだけ五條市民の方を雇用してもらいたいとの意見がありました。

また、委員から、管理責任についてただしたのに対し、「施設の管理は指定管理者が行うものであるので、有害鳥獣についても管理を行うよう指示している。」との答弁があり、委員から、イノシシが出没し、危険であるので充分に対応してもらいたいとの意見がありました。

委員から、一年間の管理料についてただしたのに対し、「現在の管理料は、九百七十八万六千円である。管理料が増加しているのは、主に人件費の増加である。」との答弁があり、また、管理料の提示が高い方が候補者となっていることについてただしたのに対し、「管理料については一つの判断の材料であり、総合的に判断した審査結果である。」との答弁がありました。

次に、議第六十六号、平成二十六年五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきまして、平成二十七年四月の介護保険法改正に伴い電算システム改修業務委託料七百五十六万円を追加し、その財源は介護保険事業費補助金百五十一万円と一般会計繰入金六百五万円で購入もので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、一般会計からの繰入れについてただしたのに対し、「当該年度に財源が不足する場合や制度改正やシステム改修の際は、過去にも一般会計から繰入れがある。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第三、発議第二十号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第二十号、五條市農業委員会委員の推薦について。

農業委員会等に関する法律第四条第二項に定める「選任による委員」中、同法第十二条第二項の規定により議会が学識経験を有するものを推薦する。

平成二十六年十二月十五日提出

五條市議会

○議長（益田吉博）本案につきましては、去る十一月二十六日をもって任期満了のため、農業委員会等に関する法律第四条第二号及び同法第十二条第二号の定めにより、欠員となっております農業委員会委員四人を、改めて議会から御推薦申し上げるものであります。

お諮りいたします。

推薦の方法につきましては、あらかじめ御協議をいただいておりますので、お手元に配布いたしました名簿のとおり、指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。

よって、お手元に配布いたしました名簿のとおり推薦することに決しました。

意見調整のため暫時休憩いたします。

午前十時二十一分休憩に入る

午前十一時零分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
議事の都合により副議長と交替いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（平岡清司）議長の職務を行いますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

益田吉博議員より議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よってこの際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第一百七条の規定により、益田吉博議員の退場を求めます。

〔益田吉博議員退場〕

○副議長（平岡清司）まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成二十六年十二月十五日

五條市議会副議長 平岡清司 殿

五條市議会議長 益田吉博

辞 職 願

このたび、諸般の事情により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

○副議長（平岡清司）お諮りいたします。益田吉博議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって、益田吉博議員の議長の辞職を許可することに決しました。
益田吉博議員の入場を許します。

〔益田吉博議員入場〕

○副議長（平岡清司）ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よってこの際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○副議長（平岡清司）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○副議長（平岡清司）追加日程第一、選第六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）選第六号、議長の選挙について。

地方自治法第百三条第一項の規定により本市議会議長の選挙を行う。

平成二十六年十二月十五日提出

五 條 市 議 会

○副議長（平岡清司）意見調整のため休憩いたします。

午前十一時五分休憩に入る

午後二時十二分再開

○副議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
追加日程第一、選第六号を議題といたします。

本件につきましては休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。
これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は投票、指名推薦の、いずれの方法といたしましょうか。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）議長選挙の方法は、投票でお願いしたいと思います。

○副議長（平岡清司）議長の選挙は投票をもって行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（平岡清司）御異議がないようですので、議長の選挙は投票によって行うことに決しました。
議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（平岡清司）ただいまの出席議員数は十二名であります。
投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○副議長（平岡清司）投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（平岡清司）配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○副議長（平岡清司）異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長（平岡清司）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（平岡清司）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に牧野雅一議員並びに養田全康議員を指名いたします。

よって両議員の立会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○副議長（平岡清司）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十二票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち

有効投票 十二票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

窪 佳秀議員 十二票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。よって窪 佳秀議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました窪 佳秀議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により、告知いたします。
当選されました窪 佳秀議員から当選承諾並びに就任の御挨拶をいただくことにいたします。窪 佳秀議員。

〔窪 佳秀登壇〕

○(窪 佳秀) 議員皆様方の負託を受けまして、五條市議会、歴史ある市議会の議長を仰せつかることになりました。何分本当に未熟な者でございます。与えられた以上は職種を全うしてまいりたいと思っております。そのためには市議会全員の皆様、そしてまた理事者側各位の皆様方に御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○副議長(平岡清司) 御協力ありがとうございました。

議長と交替いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長(窪 佳秀) ここで副議長の益田吉博議員から議長退任の御挨拶をいただくことにいたします。益田吉博議員。

〔益田吉博登壇〕

○(益田吉博) 一言、退任の御挨拶をさせていただきます。

今年一年、いろいろと皆様方に御協力いただきまして、本当にありがとうございました。

また、一議員として五條市政発展のために頑張りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(窪 佳秀) 平岡清司議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(窪 佳秀) 御異議なしと認めます。よってこの際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長(窪 佳秀) 副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第百七条の規定により、平岡清司議員の退場を求めます。

〔平岡清司議員退場〕

○議長(窪 佳秀) まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成二十六年十二月十五日

五條市議会議長 窪 佳秀 殿

五條市議会副議長 平岡清司

辞 職 願

このたび、諸般の事情により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

○議長（窪 佳秀）お諮りいたします。平岡清司議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって、平岡清司議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

平岡清司議員の入場を許します。

〔平岡清司議員入場〕

○議長（窪 佳秀）ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よってこの際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○議長（窪 佳秀）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀）追加日程第二、選第七号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）選第七号、副議長の選挙について。

地方自治法第百三条第一項の規定により本市議会副議長の選挙を行う。

平成二十六年十二月十五日提出

五 條 市 議 会

○議長（窪 佳秀）意見調整のため休憩いたします。

午後二時三十二分休憩に入る

午後三時二十九分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀）追加日程第二、選第七号を議題といたします。

本件につきましては休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は投票、指名推薦の、いずれの方法といたしましょうか。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）副議長選挙の方法は、投票でお願いしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）副議長の選挙は投票をもつて行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議がないようですので、副議長の選挙は投票によって行うことに決しました。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（窪 佳秀）ただいまの出席議員数は十二名であります。

投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○議長（窪 佳秀）投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○議長（窪 佳秀） 異常なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。
事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（窪 佳秀） 投票漏れはございませんか。――。
投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（窪 佳秀） 開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に岩本 孝議員及び吉田 正議員を指名いたします。

よって両議員の立会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（窪 佳秀） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十二票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 十二票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

福塚 実議員 十二票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。よって福塚 実議員が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました福塚 実議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により、告知いたします。

当選されました福塚 実議員から当選承諾並びに就任の御挨拶をいただくことにいたします。福塚 実議員。

〔福塚 実登壇〕

○（福塚 実）ただいま副議長に選任されました福塚 実でございます。

満場一致をもって推挙されたことに、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

議長を支え、五條市政の運営に更なる健全な運営ができるよう努力してまいりたいと思いますので、皆さん、御協力をどうかよろしく願います。

本日はどうもありがとうございます。（拍手）

○議長（窪 佳秀）ありがとうございます。

ここで前副議長の平岡清司議員から副議長退任の御挨拶をいただくことにいたします。平岡清司議員。

〔平岡清司登壇〕

○（平岡清司）議長の発言の許可をいただきましたので、一言お礼の挨拶をさせていただきます。

三月途中からではございましたが、皆様の御協力の下副議長職を終えることができました。

これからも、五條市議会の皆様と一つになってまた頑張っていきたいと思えます。

本当にどうもありがとうございました。(拍手)

○議長(窪 佳秀) ありがとうございます。

意見調整のため暫時休憩いたします。

午後三時四十二分休憩に入る

(休憩後再開するに至らなかった)